

令和元年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

所属名 健康寿命推進課

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
滋賀県ICT推進戦略	<p>(23)遠隔病理診断事業[事業の策定における実施可能性の十分な検討](意見)</p> <p>本事業では、4病院が新たに全県型遠隔病理診断ネットワークに参画することへの補助を計画していたが、支援実績は1病院にとどまった。実施計画の着実な実施のためには、計画の策定段階からその実施可能性を十分に検討することが望まれる。</p>	<p>全県型遠隔病理診断ネットワークの運営については病院事業庁が担っており、本事業は参画しようとする医療機関の機器整備について県が補助するものである。</p> <p>計画の策定時に4病院からネットワークへの参画意思を確認し計上したところであるが、今後は、病院事業庁とも連携しながら、新たに参画しようとする医療機関との協議の場を設けるなどにより、実施可能性を十分に検討していく。</p> <p>なお、令和2年度は、新たに参画意思を示す医療機関がなかったことから、本事業にかかる予算措置の検討は不要であった。</p>

項 目	結果報告および意見	左記に対するその後の措置状況
<p>滋賀県ICT推進戦略</p>	<p>(24) 医療保険者保健事業推進事業[年度ごとの指標の設定](意見)</p> <p>本事業における数値目標としては、特定健診受診率を平成35年度(2023年度)までに70%以上にすることが定められている。これだけでは、年度ごとに実績値を把握しても、受診率の向上のために行っている対策が効果的なのかをチェックした上で、当該施策のPDCAサイクルを効果的に回すことが困難となることから、施策の数値目標は年度ごとに設定することが望まれる。</p>	<p>本事業の数値目標について、監査対象年度である平成30年度においては年度ごとの目標数値の設定していなかったが、平成31年3月策定の滋賀県基本構想実施計画(令和元年度から令和4年度)において、毎年度の数値目標を設定した。</p>